

# ○東総地区広域市町村圏事務組合負担金条例

昭和 48 年 7 月 20 日

条 例 第 5 号

改正 平成 2 年 3 月 12 日 条例第 1 号

改正 平成 4 年 3 月 5 日 条例第 2 号

改正 平成 18 年 2 月 21 日 条例第 3 号

改正 平成 19 年 2 月 22 日 条例第 7 号

改正 令和 3 年 3 月 8 日 条例第 6 号

改正 令和 5 年 11 月 7 日 条例第 7 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、東総地区広域市町村圏事務組合規約（昭和 46 年 9 月 18 日千葉県指令第 2072 号）第 15 条第 2 項の規定により、同規約第 3 条に規定する組合を組織する市（以下「関係市」という。）が負担すべき負担金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(負担金の種類)

**第 2 条** 負担金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 組合運営経費負担金 事務組合がその一般的運営経費に充てるため関係市が負担する負担金
- (2) 東総振興センター建設費負担金 事務組合が東総振興センターを建設するに必要な経費に充てるため関係市が負担する負担金
- (3) 一般廃棄物処理施設建設費負担金 事務組合が一般廃棄物（し尿を除く。）処理施設を建設するに必要な経費に充てるため関係市が負担する負担金
- (4) 一般廃棄物処理施設管理運営費負担金 事務組合が一般廃棄物（し尿を除く。）処理施設を管理運営するに必要な経費に充てるため関係市が負担する負担金

(負担金の負担基準)

**第3条** 負担金の負担基準は、別表のとおりとする。

(負担金の納入)

**第4条** 関係市は、前条の規定により算出された額を4期に分け事務組合に納入するものとする。

2 負担金に増減を生じた場合は、第4・四半期において調整する。

(委任)

**第5条** この条例の施行について、必要な事項は規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行前において、東総地区広域市町村圏事務組合規約により措置された負担金は、この条例により措置されたものとみなす。

3 第3条の規定にかかわらず、一般廃棄物処理施設建設費のうち、匠瑳中継施設整備に伴う旧松山清掃工場の解体撤去に係る負担金の負担基準は、別に定める。

**附 則** (平成2年3月12日条例第1号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

**附 則** (平成4年3月5日条例第2号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則** (平成18年2月21日条例第3号)

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

**附 則** (平成19年2月22日条例第7号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年3月8日条例第6号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年11月7日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

負担金の種類	負担基準	基準率
組合運営経費負担金	均等割	30%
	人口割	70%
東総振興センター建設費負担金	均等割	30%
	人口割	70%
一般廃棄物処理施設 建設費負担金	均等割	20%
	処理量割	80%
一般廃棄物処理施設 管理運営費負担金	均等割	20%
	処理量割	80%